

三次市教育委員会告示第 号

三次市魅力ある高校づくり支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年4月 日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市魅力ある高校づくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域に開かれた高等教育活動の推進及び将来を担う人材の育成を目的に市内高等学校を支援する団体が実施する、魅力ある学校づくり、特色ある学校づくりを推進する事業を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広島県立三次高等学校教育振興会
- (2) 広島県立三次青陵高等学校教育振興協議会
- (3) 広島県立日彰館高等学校教育振興協議会
- (4) その他教育委員会が認める団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) まちづくりやまちおこしを行う地域貢献事業

- (2) 高度な知性や広い視野の育成を目的とした国際交流支援事業
- (3) 多様な進路希望に応えることを目的とした進路指導支援事業
- (4) 専門分野を深め、教育内容を充実させる学力向上支援事業
- (5) 生徒が自発的・主体的に行う生徒・クラブ活動支援事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業として教育委員会が認める経費とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、三次市魅力ある高校づくり支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、教育委員会へ提出するものとする。

- (1) 三次市魅力ある高校づくり支援事業計画書
- (2) 三次市魅力ある高校づくり支援事業収支予算書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 教育委員会は、前条に規定する補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付が適当と認めたときは、補助金の交付及び額の決定を行い、三次市魅力ある高校づくり支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請団体に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の交付決定に当たり、補助金交付の目的を達成するために、必要な条件を付することができる。

(実績報告書の提出)

第7条 申請団体は、当該補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該補助事業が完了した日の属する会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、速やかに三次市魅力ある高校づくり支援事業補助金実績報告書（様式第4号）に次の書類を添付して、教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 三次市魅力ある高校づくり支援事業報告書
- (2) 三次市魅力ある高校づくり支援事業収支決算書（様式第5号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第8条 教育委員会は、前条に規定する実績報告書を審査し、補助金交付の目的

及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、三次市魅力ある高校づくり支援事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により、申請団体に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定により補助金の確定を受けた者又は概算払・前金払により補助金を受けようとする者は、遅滞なく三次市魅力ある高校づくり支援事業補助金請求書（概算払・前金払）（様式第7号）を、教育委員会へ提出するものとする。

（補助金の支払）

第10条 補助金の支払は、第8条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、事業の目的を達成するため教育委員会が特に必要があると認めるときは、この一部を前金払することができる。

2 前項の規定にかかわらず、事業の目的を達成するため教育委員会が特に必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。

（帳簿の保存）

第11条 この事業の帳簿の保存期間は、当該補助事業完了後10年を経過した日の属する年度の末日までとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

（他制度との調整）

3 補助対象団体に対する国、広島県、三次市（行政委員会等を含む。）等が行う制度に基づく措置とこの告示に基づく措置とが重複して適用される場合のこの告示の適用については、教育長が別に定める。

様式第1号（第5条関係）

三次市魅力ある高校づくり支援事業補助金交付申請書

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

申請者

住 所

団 体 名

代表者名

印

（電話番号

）

三次市魅力ある高校づくり支援事業補助金の交付を受けたいので、三次市魅力ある高校づくり支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添付して申請します。

1 事業の名称

2 補助金申請額 金 円

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他参考資料

様式第 2 号（第 5 条関係）

三次市魅力ある高校づくり支援事業収支予算書

1 収入 (単位：円)

区分	予算額	積算根拠
合計		

2 支出 (単位：円)

区分	予算額	補助金等充当額		積算根拠
		補助対象経費		
合計				

様式第 3 号（第 6 条関係）

三次教文指令第 号

年 月 日

様

三次市教育委員会教育長



三次市魅力ある高校づくり支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三次市魅力ある高校づくり支援事業補助金については、三次市魅力ある高校づくり支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり交付の決定をしたので通知します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付の時期
- 3 交付の条件
- 4 その他

様式第4号（第7条関係）

三次市魅力ある高校づくり支援事業補助金実績報告書

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

申請者

住 所

団 体 名

代表者名

印

（電話番号

）

年 月 日付け三次教文指令第 号で交付決定された三次市魅力ある高校づくり支援事業補助金について、次のとおり事業が完了したので、関係書類を添付して報告します。

1 事業の名称

2 交付決定額 金 円

3 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 精算書（概算払の場合）
- (4) その他参考資料

様式第5号（第7条関係）

三次市魅力ある高校づくり支援事業収支決算書

1 収入

（単位：円）

区分	予算額	決算額	積算根拠
合計			

2 支出

（単位：円）

区分	予算額		決算額		補助金等 充当額	積算根拠
		補助対象 経費		補助対象 経費		
合計						

様式第 6 号（第 8 条関係）

三次教文指令第 号

年 月 日

様

三次市教育委員会教育長



三次市魅力ある高校づくり支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け三次教文指令第 号により決定した三次市魅力ある高校づくり支援事業補助金の交付について、次のとおり確定したので通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付確定額 金 円

3 既交付済額 金 円

4 返還額 金 円

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

（電話番号

）

三次市魅力ある高校づくり支援事業補助金請求書

年 月 日付け三次教文指令第 号で交付決定された補助金
について、次のとおり請求します。

1 事業の名称

2 補助金交付決定額 金 円

3 支払済額 金 円

4 請求額 金 円

5 振込先

		補助金の振込先							
(振込先金融機関名) 農協 銀行	支店	1 普通 2 当座 3 その他 ()							
	支店	フリガナ							
	支店	口座名義							
	支店	口座番号							

6 請求者と振込口座名義人が異なる場合は、当該補助金の受領について、上記の口座名義人に委任します。